

令和元年度 第1回 開成町都市計画審議会 会議録

開催日時	令和2年2月6日（木）10：00～11：00
場 所	開成町役場 3階 議会全員協議会室
出席者	都市計画審議会委員：湯川委員、佐々木委員、小野委員、辻村委員、 本澤委員、藤井委員、森谷委員、 中田委員（代理）、三橋委員 開 成 町：井上まちづくり部長、高橋街づくり推進課長、 川崎副主幹、佐野副主幹、松本主査
議 題	報告事項 ① 開成町都市計画審議会の会議の公開に関する要領について ② 足柄産業集積ビレッジ構想について ③ 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業について
会議資料	資料1 開成町都市計画審議会の会議の公開に関する要領（案） 資料2 足柄産業集積ビレッジ構想について 資料3 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業について

主旨

開成町では、都市計画法及び開成町都市計画審議会条例に基づき、開成町都市計画審議会を設置しており、審議会の主な所掌事務は、都市計画を決定する場合における事前審議である。現在、都市計画決定を予定している事項は無いが、委員の改選年度であり、新任委員もいるため、現在町で取組んでいる都市計画事業について報告をするため、本会議を開催した。

委員の改選

平成31年4月30日をもって前任委員の任期が満了したため、委員の改選を行った。今期委員の任期は令和元年5月1日から令和3年4月30日であり、会議冒頭に、町長が委嘱状の交付を行った。

会長の及び職務代理の選出

本日が委員改選後の最初の会議であり、会長の選出について、各委員にお諮りしたところ、事務局一任とのことであった。事務局案として、専門性が高いため、土木の学識経験者で、前期の会長である、小野委員を推薦し、他の委員の了解を得て会長を選任した。また、職務代理については、小野会長から、前期の職務代理である藤井委員が指名され、了解された。

以降、会長（小野委員）により議事を進行した。

（１）報告事項

① 開成町都市計画審議会の会議の公開に関する要領について

（資料１に基づき事務局説明）

町では、開かれた町政を推進し、会議運営の透明性・公平性を確保するため、平成29年1月から審議会等の会議録を公表しておりますが、さらに推進するため、会議の公開を行うこととした。

よって、公開に関して必要な事項を要領で定め、令和2年4月1日以降の会議について適用することの説明を行った。

委員 A：会議の場所は、役場庁舎の議会全員協議会室になるのか。

事務局：開催の都度、場所を選定しておりますので、議会全員協議会室というわけがありません。また、来年度については新庁舎への移転となりますので、場所は未定です。

② 足柄産業集積ビレッジ構想について

（資料２に基づき事務局説明）

平成18年3月に南足柄市と開成町で策定した足柄産業集積ビレッジ構想における、宮台北地区の事業化に向けて、区域が連担する南足柄市と連携し、新規工業系市街地整備の取組みを進めている。構想の全体エリアについては、既に事業が完了している南部地区土地区画整理事業地区等を含み、約148.3haである。そのうち、現在南足柄市と開成町で取組みを進めているのは、約32.3haで、開成町部分では約5haである。

平成27年度から区画整理基本調査等を行い、また地元説明会等を開催している。そして、平成29年度に一部の権利者による会を組織して、地元の意向を踏まえた事業区域、事業手法、土地利用計画等の検討を行った。この検討結果に基づき、北側区域（開成町宮台北地区を含まない区域）を先行して、組合による土地区画整理事業で進めることとなった。

現在、北側区域で南足柄市壺下竹松北地区土地区画整理組合設立準備会が設立され、南足柄市域で事業化の取組みが図られている。

委員 B：開成町の地権者の反応は、ご理解いただけているのか。

事務局：現時点においては、おおむねご理解いただいていると思っています。今後の事業の進捗にあわせて引き続き説明をしていきます。

委員 C：開成町単独で実施することは可能なのか。

事務局：事業的には実施可能であります。ただ、南足柄市区域と一緒にやることでスケールメリットが発生するだけでなく、土地利用上での魅力を高めることが

できます。また、開成町区域が直接幹線道路と接していないことで課題もあります。

③ 駅前通り線周辺地区土地区画整理事業について

(資料3に基づき事務局説明)

良好な市街地形成及び駅前通り線の整備による都市機能の強化を図るため、駅前通り線未整備区間の周辺について土地区画整理事業の実施に向けて、取組みを進めている。本地区は、町内でこれまで施行されてきた、従前の土地利用が主に農地における土地区画整理事業と違い、市街地の形成（住宅等の建設）が進んでいる地区である。

平成26年度よりまちづくりの基本などの調査を行い、昨年度までに6回の地元説明会を開催している。

現在は、地権者への個別訪問、事業計画（案）等の作成及び概略想定換地設計を実施しており、令和2年度も引き続き検討を進める。

委員D: 駅前通り線の開通は、大変重要なことだと思う。区画整理事業による整備だと、費用的にも手間的にも大変難しい事業だと思うので、道路だけ先に作るということではできないのか。

事務局: 大前提として、昭和54年に都市計画道路、区画整理事業、市街化編入をセットで都市計画決定しており、区画整理事業により整備することが、原則となります。ただ、道路のみの単独事業も考えられないことはないが、当該道路沿線の用途地域が近隣商業地域に指定されていることから、事業効果を最大限発揮することもあわせて、区画整理事業により整備する必要があると考えています。

委員E: 施行者はだれになるのか。

事務局: 公共団体施行となり、町施行となります。

委員F: 合意形成は、どの様な状況か。

事務局: 全ての地権者にお会いして説明を進めている中で、より具体的な話をしないと、良いとも悪いとも言えないのかなという状況であるが、多くの方は前向きに話を聞いていただいている印象です。

(2) その他

特になし

以上